

011102非鉄金属鋳物業における死亡災害事例（1999-2022年）

年	月	発生時	死亡災害事例	起因物(小)	事故の型	労働者規模
2020	11	10～12	被災者が、パレットに載せた動力プレスを用いて作業を行っていたところ、動力プレスが、被災者に倒れかかるように、パレットから落ち、被災者は、当該動力プレスと被災者の後方にあった別の動力プレスとの間にはさまれ、脳損傷等により死亡したもの。	154	6	10～29
2018	12	14～15	工場の壁に「火気厳禁」の看板を取り付け作業中にはしごから墜落したものの。（推定）物音で気がついた他の作業員が、床面に横たわっていた被災者を発見し、救急搬送されたが、入院先の病院で死亡した。	371	1	50～99
2015	10～12	11	鋳物製造工程において、製品の砂落とし作業を行っていた労働者が、砂落とし機械（ノックアウトマシン）の自動扉に首をはさまれているのを同僚が発見し、救急搬送されるも病院で死亡した。	169	7	50～99
2015	2	11～12	労働者4名で、鋳型ラインのジャケットウェート移載装置の爪開閉センターの調整作業中、被災者が装置内部に身体を入れ、被災者の指示で、同僚Aが爪の開閉と爪フレームの上下操作を行なっていた際、同僚Aが爪フレームの上昇操作をしたところ、装置の内部に上半身を入れていた被災者が、上昇した爪フレームと当該機械の上部フレームの間に挟まれ、頭蓋骨骨折及び頸椎骨折により死亡したもの。	169	7	30～49
2014	2	7～	アルミ鋳造品製造工程にて、被災者は鋳造機の横に立ち金型への中子のセット、エアーブロウを担当していた。起動スイッチにより産業用ロボットによる注湯・凝固後、同じ産業用ロボットで取出す行程（1サイクル2	167	7	30～

		8	10秒)を繰り返していたが、近くの作業者が機械の異常に気づき、確認したところ、被災者が作業位置ではない铸造機の正面で铸造機と産業用ロボットのマニピュレーター部に挟まれているのを発見した。		49
2013	3	7 ~ 8	新造したカーフェリーの試運転中、被災者はスクリューシャフトの横に設置してあるCPP装置(可変ピッチプロペラ)を確認するため、通路の床を開け当該シャフトのカップリング上に乗り角度を確認中、コントロールルームで減速機を稼働させたため、シャフトが回転し、船体とシャフトとの間にはさまれた。	121	7 ~ 299
2013	4	12 ~ 13	出張作業に向かうため、自動車で移動中に交通事故にあった。高速道路で渋滞のため停車中、後方から大型トレーラーに追突された。	221	17 ~ 99
2013	1	2 ~ 3	アルミダイカストマシンから異常警報が発せられていることに気づいた作業者が、機械を確認したところ、頭部を金型にはさまれている状態の被災者を発見した。目撃者がいないため災害の詳細は不明であるが、被災者が何らかの理由で金型内に体を入れた際に、はさまれたものと推測される。機械は自動運転で、安全扉が設置されていたものの、金型稼働中に開くことが出来る状態であった。	159	7 ~ 99
2013	7	9 ~ 10	ダイカストマシンから警報音が発生したため、一人の作業者が当該機械を見に行ったところ、被災者が頭部から血を流した状態で、当該機械の前で倒れていた。尚、ダイカストマシンの金型と金型の間には、被災者が被っていたものと思われる帽子が挟まっていた。	164	7 ~ 29
2012	3	8 ~ 9	铸造工場2階より铸造屑を搬出するため、フォークリフトでスロープをバッタ走行していたところ、ガードレールに激突してフォークリフトと共に転倒し、ヘッドガードの下敷きになった。	222	2 ~ 29
2012	8	11 ~ 12	被災者は、単独でローターダイカスト自動ライン内の冷却水槽北側において、ロボットアームの先端で頭を上から押さえ込まれ、顔が冷却水槽の中に入った状態で発見され、意識不明の重体となっていたが、入院先の病院で死亡した。	167	6 ~ 49

2012	5	6 ～ 7	アルミ成型工場において、単独で早朝作業中であった被災者は、ダイカストマシンのアームに着衣の襟が巻き込まれ状態で倒れていたところを同僚に発見され、救急搬送先の病院で死亡した。	159	7 ～ 29	10
2011	4	19 ～ 20	平成23年4月1日午後7時24分ごろ、会社本社・工場で、労働者Aがアルミダイカスト鋳造機械の金型に挟まれているのを同僚の労働者Bが発見した。この日、被災した労働者Aは、午後2時から午後11時までの勤務であり、事故当時は一人でアルミダイカスト鋳造機械で製造された自動車部品のバリ取り作業などを行っていた。労働者Aが金型に挟まれたところを見ていた者はいない。	164	7 ～ 299	100
2008	6	12 ～ 13	塗装室内でコンベヤーの運転を停止して塗装ブースを洗浄した。その後コンベヤーを再起動して被災者が幅70cmのコンベヤーをまたいで反対側から作業通路側へ移動しようとしたところ、コンベヤーの上で転倒してコンベヤーに流された。流された途中でアルミホイールを掴んで次工程に移動させる移載機の光電管に反応し、当該機械のアームが下降して被災者がアームとコンベヤーとの間にはさまれて死亡した。	169	7 ～	300
2008	4	10 ～ 11	アルミダイカストマシンを使用して一人作業で自動車トランスミッション部品の製造作業中に金型にはさまれた。	164	7 ～ 299	100
2008	2	10 ～ 11	減容機器（マグネシウム鋳造時の端材を破碎する機械）の覆い上部と排気ファンを接続するダクトを製作据付する作業に従事していた。被災者は、減容機器の覆い上部に昇降するためのはしご、あるいは、減容器の覆い上部を移動中に2.7m下の縞鋼板に墜落し、その後、さらに1.2m下のピットに墜落した。	418	1 ～ 99	50
2006	9	2 ～ 3	ダイカストマシン（型締力350トン）で自動車部品を鋳造する作業中に金型（縦46センチ、横86センチ）の間にはさまれた。	169	7 ～ 49	30
2006	3	16 ～	マグネシウム合金の鋳造機械での鋳造作業を担当していた作業者が、当該	167	7 ～	50

		17	機械の防護柵の中に倒れているところを他の労働者に発見された。			99
2006	4	10 ～ 11	アルミニウム鋳造機で製品を成形すべく、その前工程のため、機械の可動テーブル上に耐火レンガを積み重ねていたところ、当該機械のテーブル上部分のフレームが被災者側に可動し、上部フレームと下部フレームとの間にはさまれた。	159	7	10 ～ 29
2006	3	7 ～ 8	被災労働者が、暖をとるため工場前路上に置いてあるドラム缶内の木屑に火をつけようとしたが、前日の雨の影響もあり木屑が湿っており火が熾らなかったため、工場内にあったシンナー（一灯缶）を持ち出して火を熾すため注いだ際、勢いよく燃え上がり被災労働者に飛び火した。	512	16	1～ 9
2006	2	22 ～ 23	ダイカストマシンでの鋳造作業時、被災者は製品の焼き付きを発見し、固定側の金型の清掃（磨き）を行っていたところ、自動運転中のマシンの金型が作動し、被災した。マシンの外側には安全扉があり、安全扉が閉まつた後に金型が作動する構造になっているが、被災者は安全扉とマシンの間で作業を行っていた。	159	7	50 ～ 99
2005	11	15 ～ 16	アルミダイカスト成型機で自動車のミッションケースを鋳造中、金型内に挟まれた。	164	7	300 ～ 499
2004	10	11 ～ 12	アルミ鋳造工場でアルミダイカストマシンの型替え作業を行っていたところ、突然当該マシン付近より出火した。	513	16	30 ～ 49
2004	8	10 ～ 11	購入した旋盤（重量1.5t）を工場内に設置するため、台車を使用し搬入していた時、工場入口のスロープ（勾配5度）を斜め（勾配3度）に、台車の取っ手部分を前方にして上らせていた。台車がそのスロープを上りきったとき、台車の荷台に載っていた旋盤が被災者の方へ傾き、そのまま旋盤の下敷きとなった。	362	6	10 ～ 29
2003	9	10 ～	自動運転のダイ铸造機（50t）で製品を製造中に、金型の間に頭部をはさまれた。	169	7	10 ～

		11					29
2002	7	13 ～ 14	自動運転中のアルミダイカストマシンに異常が発生したため機械を止めずに金型の間に上半身を入れたときに、金型が閉まり胸部を挟まれた。	169	7	50 ～ 99	
2001	10	13 ～ 14	鋳造工場で使用したダイカストマシンの金型を倉庫内の所定の置場に片付けるため、フォークリフトで運搬して吊り上げ荷重2.8tの床上操作式天井クレーンで金型を吊上げ3段の棚の最上段に載せていたときに、隣に置かれていた金型(質量約700kg)が反対側に落下し金型整理のため置場のチェックをしていた者に当たった。	521	4	50 ～ 99	
2001	9	12 ～ 13	自動造型機の磁石で機械の位置を調整するリードスイッチが不調で機械が止まってしまったため、機械の中に入りスイッチの調整を行っていたときに、機械が突然復旧し機械の中に巻きこまれた。	164	7	50 ～ 99	
2000	4	11 ～ 12	事業主運転の2.5t普通トラックに同乗して町道を走行中、トラックがセンターラインをオーバーして対向の4tダンプカーに正面衝突した。	221	17	10 ～ 29	
1999	12	11 ～ 12	工場内で製品の仕上げ切断作業を行っていて、自動造形ラインのトラバーサと床面のスットッパーとの間に挟まれた。	224	7	30 ～ 49	
1999	5	10 ～ 11	事務仕事の合間に構内花壇の草取りをするため花壇内に入ろうとして、アルミ製の柵を跨ごうとしたときに、柵の先端にズボンの裾が引っ掛けたり転倒し、その際に右足大腿部内側のほぼ中央に柵の先端が約7cmほど刺された。	419	2	10 ～ 29	

出典：[https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen\\_pg/SIB\\_FND.html](https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/SIB_FND.html)(職場のあんぜんサイト)

[https://www.jisha.or.jp/international/topics/202311\\_01.html](https://www.jisha.or.jp/international/topics/202311_01.html)に戻る。